

No.362
2018
6/27



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する解明申し入れ(その2) 6月26日提出!!

東労組は申27号『「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する解明申し入れ』を38項目にわたって申し入れ、団体交渉を行ったことで会社の考えを一定程度明らかにしてきました。安全と働きがい確保に対する認識を更に一致させるべく下記のとおり解明申し入れ(その2)を行いました。

【概要について】

1. 乗務労働の特殊性と手当は密接に関係しているため、賃金改正について速やかに提案すること。
2. 現行の乗務員勤務制度の問題点が「硬直的である」とする根拠を具体的に明らかにすること。
3. 制度見直しにおいて安全性が向上する根拠を具体的に明らかにすること。
4. 制度見直しで、具体的に改善される内容を明らかにすること。
5. 専門性を持った乗務員の育成について、これまでの成果を明らかにすること。
6. 「輸送サービススタッフ」に至るまでの乗務員の働き方の変化に対する考えを明らかにすること。
7. 「人ならではの創造的な仕事」について明らかにすること。
8. 現在の新規乗務員養成数を明らかにするとともに、今後の考え方を明らかにすること。

【効率性の更なる追求・働きがいの創出・その他について】

25. 短時間行路における異常時や突発等に対しての、乗務員手配の順序を明らかにすること。
26. 短時間行路に乗務する指導担当等と当務主務に指定される主務職社員の指定期間・選考の考え方を明らかにすること。
27. 支社企画部門社員の土休日勤務と休日出勤での乗務についての考え方を明らかにすること。
28. 短時間行路に乗務する支社企画部門社員の在宅休養時間の考え方について明らかにすること。
29. 支社企画部門社員に、他の乗務員と同様に急遽の教育や訓練をする必要が生じた場合の考え方を明らかにすること。
30. 制度見直しにより、事務職の業務量と業務内容がどのように変化するのか具体的に明らかにすること。
31. 技術専任役が短時間行路に乗務することがあるのか明らかにすること。
32. 育児・介護勤務A適用者の月間積算の考え方を具体的に示すこと。
33. 欠在した場合の期末手当と昇職および人事考課等の影響について考え方を明らかにすること。
34. 人事・賃金制度における主務職の教育手当と「当務主務」の手当について明らかにすること。

【多様な働き方の実現について】

9. 稠密線区における支社別と線区別の乗務効率の変化を具体的に明らかにすること。
10. 拘束時間の延長と乗務キロの増加による疲労度を考え、乗務員の体調管理と安全の向上策を明らかにすること。
11. 育児・介護勤務A適用者と指導担当等および主務職の本線乗務員の各人数に対する短時間行路数適用の考え方を明らかにすること。
12. 指導担当等と支社企画部門社員および当務主務が乗務した場合に、労働基準法施行規則第32条及び第32条の2に基づいた、労働時間と休憩時間について明らかにすること。
13. 短時間行路枠を標準数の算出基礎とするのか明らかにすること。
14. 短時間行路に乗務する対象者に対する予備組の勤務指定の有無について明らかにすること。
15. 短時間行路に乗務する育児・介護勤務適用者にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
16. 就労と育児・介護の両立が出来ないために退職した人数を明らかにすること。
17. 地方線区において育児・介護勤務Aの希望者がいる場合、職場ごとの日中帯における短時間行路の設定の有無について明らかにすること。
18. 行路選択の締切り日までに、調整が出来ない場合など、勤務指定表の発表後における勤務変更の取扱いについて考え方を明らかにすること。
19. 勤務指定表の発表時における勤務の未充当の可能性について考え方を明らかにすること。
20. 地上勤務と乗務労働の違いを明らかにすること。
21. 短時間行路に乗務する指導担当等にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
22. 短時間行路に乗務する支社企画部門社員にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
23. 短時間行路に乗務する当務主務にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。
24. 支社企画部門社員が平成30年度末ダイヤ改正から短時間行路の乗務を実施するのか明らかにすること。

施策に職場現実を反映させるため
全組合員での議論を深めよう!